

近畿國賀会参加者の募集！

関西在住の本町出身者が集う、「近畿國賀会総会」が次の日程で開催されます。町では、國賀会にあわせ、参加をご希望される方、また、同窓会を行う参加者グループについて費用の一部を助成いたします。詳しくは、企画財政課までお問い合わせください。

- 日 時：6月2日（日） 12：00～15：00（11時より受付）
- 場 所：KKRホテル大阪
（最寄駅：JR森ノ宮駅、地下鉄森ノ宮駅、地下鉄谷町四丁目駅）
- 助成対象費用：1名につき25,000円（会費及び大阪までの交通費往復相当額）
※宿泊費等は各自でご負担いただきます。
- 助成対象人員：一般の参加者 3名
同窓会を行うグループ 20名
※申込者多数の場合は、これまで近畿國賀会に参加したことがない方を優先し、その他は抽選といたします。
- 要件及び申込方法（同窓会を行うグループのみ）
複数（2名以上）の同級生で近畿國賀会に参加できるグループで、グループの代表者による申込みとします。
- 申込締め切り：5月17日（金）
- お問い合わせ先：西ノ島町役場 企画財政課 6-0105



産業振興奨励事業の募集について

産業振興奨励事業について、以下のとおり公募を行います。

今年度中の事業実施を希望する方は、要件等をご確認のうえ、産業振興課までお申込みください。

1. 対象となる事業の要件

- ・水産、農林、商工観光の研究、企業化、実用化等であること
- ・事業開発等審査委員会の審査を受け、審査基準をクリアすること 等

2. 申請者の要件

本町の住民及び居住地が本町にある者 等

3. 奨励金の上限等

予算の範囲内とさせていただきます。

4. 応募の方法

所定の申請様式に必要書類を添付のうえ、お申込みください。
様式について詳しくは産業振興課までお問い合わせください。



5. 応募の締切

6月14日（金）までに、申請予定であることを産業振興課までお知らせいただいた上、
6月21日（金）までに、書類一式を提出してください。

※申請書は締切までに記載内容、添付書類等に不備のないもののみ受付けます。

見積書等手配に時間の掛かるものもありますので、余裕をもってご準備ください。

6. 事業開発等審査委員会 7月中に開催予定

7. お問い合わせ先

西ノ島町役場 産業振興課 6-1220

8. その他

公募は、年度ごとに原則1回限りとしますので、ご注意ください。

林地台帳及び地図の公表と情報提供について

林地台帳制度は、意欲ある森林経営の担い手が施業集約化を円滑に進めることを目的として、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳及び林地台帳地図として整備・公表する制度です。2016年の森林法の一部改正により公布され、2019年4月1日から本格的な運用がスタートしました。

● 林地台帳制度の対象となる森林

森林法第5条の規定による地域森林計画の対象となる民有林（通称「5条森林」）です。

● 提供を受けることができる情報の種類

林地台帳の情報を知り受ける方法として、「閲覧」（公表）と「情報提供」の2種類があります。

● 閲覧と情報提供の違い

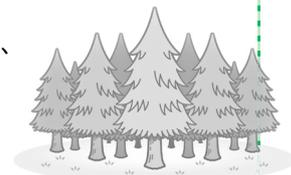
	対象者	対象項目	対象範囲	実施方法
公表	全て	所有者氏名、名称及び住所を除いた項目	全て	窓口における閲覧および写しの交付
情報提供	適切な森林施業の実施等に資すると認められるもの ※1	全て	※2	書面による提供

※1 森林の土地の所有者、隣接する森林の土地の所有者、森林施業・経営委託の受委託者等

※2 所有者、隣接所有者については、自ら所有する森林・隣接する森林に限ります。
経営計画の認定を受けた所有者・経営委託受委託者については、島根県の全ての範囲の者が対象となります。

※本町で提供できるデータの範囲は、西ノ島町の森林のみとなります。そのため、各市町村のデータ提供を希望する場合は、各市町村にお問い合わせください。

※また、申請の際には申請書の他に本人確認等の書類が必要になりますので、詳しくは、役場産業振興課（6-1220）までお問い合わせください。



西ノ島町空家等対策計画について

近年、全国的に空家等は増加の傾向にあり、適切な管理が行われていない空家等は、防災・防犯・衛生・景観保全等の面で、近隣の住民生活に影響を及ぼし、その数も増加しています。

このような情勢のなか平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、所有者等が自らの責任により空家等を適切に管理することが明確化されるとともに、危険なまま放置されている空家等への立入調査、所有者等への勧告、命令、そして代執行による撤去というような内容が定められました。

本町においても、昨年度、空家等の適正管理や利活用などの様々な施策を総合的かつ計画的に実施するため、「西ノ島町空家等対策計画」を策定しました。地域の安全確保と生活環境の保全を図るため、空家等を所有・管理している方は、適正な管理に努めるようお願いします。

なお、計画については、西ノ島町ホームページ「各種計画概要」に公開していますので、ご覧ください。

